

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

従業員が仕事と子育てを両立させることができ、従業員全員が働きやすい環境を作ることによって、すべての従業員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和7年10月1日～令和12年9月30日まで

2. 内 容

目標1：将来的に「育児休業取得率 100%」及び「1か月以上の育休取得」を目指し、計画期間内に、男性の育児休業取得率を 30%以上とする。

<対策>

- 令和7年10月～ やまぐち“とも×いく”応援企業登録を受ける。
- 令和7年12月～ 育児休業等及び給付金に関する制度の資料を作成し、掲示板して、従業員に周知する。
- 令和8年 1月～ 各職場における休業者の業務力バリエーションの検討（休業取得時に外注・協力会社等に対応可能な業務の洗い出しを行い対応先を検討）及び実施する。

目標 2：看護休暇を取得できる子の範囲を小学校4年（修了）までに拡大する。

<対策>

- 令和7年10月～ 従業員のニーズ、検討開始。
- 令和7年11月～ 育児介護休業規程に制度を導入し従業員に制度を周知する。